

報道資料

違法(脱法)ドラッグから麻薬成分が検出した製品の対応について

平成24年2月28日

〈問い合わせ先〉

奈良県薬務課薬物監視係
谷、吉田
直通：0742-27-8664
内線：3174, 3175

概要

本日、東京都は、都内の販売店から購入した製品の試験検査を行ったところ、5品目から「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令」に規定する麻薬である「3-(2-アミノプロピル)インドール」【通称：AMT】が、1品目から同政令に規定する麻薬である「2-メチルアミノ-1-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)プロパン-1-オン」【俗称：メチロン】が検出されたと発表しました。

AMTやメチロンを摂取した場合、視覚・聴覚の変容、呼吸困難、意識障害等が現れるおそれがあり、AMTの摂取が原因と疑われる死亡例も報告されており、大変危険です。

また、詳細については、東京都の資料をご覧ください。

当該製品をお持ちの方へ

- ◆ 当該製品は麻薬を含有しており、製造・輸入はもとより、所持・譲渡・譲受・使用も麻薬及び向精神薬取締法により厳しく禁止されています。

当該製品をお持ちの方は、絶対に使用せず、直ちに下記の薬務課薬物監視係へ申し出て、指示に従い所有権放棄・任意提出の手続きを行ってください。

【申し出窓口】奈良県医療政策部薬務課 薬物監視係

奈良市登大路町30番地

電話：0742-27-8664 (ダイヤルイン)

- ◆ 「合法ドラッグ」や「脱法ドラッグ」と称して販売されている製品にはどのような物質が含まれているか不明なものが多く、合法であるとは限りません。人体に極めて有害な作用を及ぼす物質が含まれているものもあり大変危険です。絶対に使用しないでください。

＜麻薬及び向精神薬取締法＞

(譲渡し)

第二十四条 麻薬営業者でなければ、麻薬を譲り渡してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(譲受)

第二十六条 麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者でなければ、麻薬を譲り受けてはならない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

(施用、施用のための交付及び麻薬処方せん)

第二十七条 麻薬施用者でなければ、麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方せんを交付してはならない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

(所持)

第二十八条 麻薬取扱者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者でなければ、麻薬を所持してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。